

■議案第16号 四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）の策定について

【計画策定の趣旨】

本町の高齢化率は、平成29年9月末現在で42.2%であり、全国より約10年先行した状況にあります。これまでも国の動向や法改正の趣旨等に沿って、福祉施策の充実やサービスの基盤整備をはじめ、高齢者が地域において、いきいきと安心して暮らすことができるよう、取り組みを推進してきました。

今後、総人口が減少を続ける中、財政の健全性を維持しつつ、地域と連携して、必要な人に必要な支援が適切に提供できる仕組みづくりと、介護保険事業の安定的な運営を図っていく必要があります。

本計画は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第6期）が平成29年度で終了することを受け、いわゆる「団塊の世代」全てが後期高齢者となる2025年を見据え、超高齢社会の諸問題に対応していくために策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【計画の法的根拠及び位置付け】

本計画は、「四万十町総合振興計画」を上位計画とし、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定します。

また、第6期計画の検証及び見直しを行いながら、平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の趣旨等に沿って、本町における「地域包括ケアシステム」の強化、高齢者の自立支援や重度化防止等の取り組みを推進することを目指して策定するものであり、中長期的な視野に立った施策の展開を図る計画という位置付けを有しています。

【計画の期間】

「介護保険事業計画」は、介護保険法の規定に基づき3年ごとに計画内容を見直す必要があること、また、「高齢者福祉計画」についても「介護保険事業計画」と一体的に策定することが定められているため、計画期間は、平成30年度からの3年間としています。

【提案までの経過】

本計画の策定に当たっては、地域の現状と課題を的確に把握するため、日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を行っています。

また、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表者、費用負担関係者、福祉関係者で組織する「四万十町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会」

を計4回開催し、第6期計画の達成状況及び課題の検討並びに第7期計画の原案について、県との連携も図りながら審議を行ってきました。

本年2月には計画案がまとまり、意見公募手続が完了したので、本議会へ提案するものです。

【基本理念】

本計画では、『地域住民の一人ひとりがいきいきと暮らせるまちづくり』を基本理念として、計画の推進を図ります。

【基本目標】

基本理念として掲げた将来像の実現及び地域包括ケアシステムの構築に向けて、次の5つの基本目標を掲げています。

- (1) 地域で高齢者を支える仕組みづくり
- (2) 地域で安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉の充実
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (4) 認知症施策の総合的な推進
- (5) 介護保険事業の適正・円滑な運営

【重点課題】

高齢者へのアンケート調査や介護認定者の状況等より、重点的に取り組む優先課題は、次の4つとしています。

- (1) 介護予防
- (2) 地域で支え合う仕組みづくり
- (3) 認知症対策
- (4) 移動手段の確保

【介護保険料の設定】

介護給付費については、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加のほか、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、デイサービスセンター、ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護施設等の開設やショートステイの増床など様々な要因から、サービス利用量の増加が見込まれます。また、第1号被保険者の総給付費に対する負担率の改正（22%から23%へ）も保険料の上昇要因となります。

こうした要因を加味して、計画期間中に必要な介護保険のサービス利用量を推計した結果、第7期計画では、第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）を6,000円とします。（第6期計画では5,400円）

また、所得の少ない第1号被保険者の保険料の軽減措置（第1段階の被保険者は基準額の50%を45%に）を行います。

【根拠法令】

老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～6 略

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8～10 略

介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2～5 略

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7～11 略

四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）抜粋

（法第96条第2項の議決事項）

第11条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

（1）～（6） 略

（7） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

（8）・（9） 略